

(証券コード5105)
平成27年10月22日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀1丁目17番18号

東洋ゴム工業株式会社

代表取締役社長 山 本 卓 司

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年11月10日（火曜日）24時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号 当社 本社9階ホール
3. 目的事項

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.toyo-rubber.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

免震ゴム問題に関するご報告

このたびは、当社および当社子会社製造の建築用免震積層ゴム製品の一部の構造方法等が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していなかった問題（以下「免震ゴム問題」といいます。）により、株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

免震ゴム問題に関する事実関係の詳細や原因等につきましては、開示資料により既にお知らせしているところですが、改めまして、社外調査チームによる調査、免震ゴム問題が発生した原因と背景、当社の判断・対処が遅れた原因と背景、改善措置と全社の再発防止策それぞれの概要につきまして、下記のとおりご報告申し上げます。

当社は、一日でも早い信頼回復を果たすため、改修工事をはじめとした本件の対応を迅速かつ誠意をもって取り組んでまいりますので、株主の皆様にはご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 社外調査チームによる調査

当社は、免震ゴム問題の疑いが高まったことから、平成27年2月6日、小林英明弁護士を代表とする社外調査チームに対し、免震ゴム問題の事実関係とその原因究明、免震ゴム問題が当社において発覚するに至る経緯と発覚しなかった原因等の解明、調査により判明した事実と原因に即した再発防止策の提言等を依頼するとともに、同調査チームの調査に全面的に協力してまいりました。

社外調査チームの構成は、以下のとおりです。

代表	弁護士	小 林 英 明	（長島・大野・常松法律事務所）
	弁護士	岩 村 修 二	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	園 田 拓 也	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	辺 誠 祐	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	坂 尾 佑 平	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	脇 谷 太 智	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	青 柳 徹	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	板 谷 隆 平	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	豊 田 紗 織	（長島・大野・常松法律事務所）
	同	三 島 可 織	（長島・大野・常松法律事務所）

6月19日、当社は同調査チームより調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領し、記載内容の精査、確認を行ないました。

そして、本調査報告書、および当社独自の検証等をもとに、当社は、改めて免震ゴム問題の原因の特定と背景の推察を行なう等、免震ゴム問題の根底に介在していた諸要因を解析し、また、同調査チームからの企業風土再生に向けた有益かつ有効な指摘、提言等を真摯に受け止め、これらを採り込んだ再発防止策を策定しました。

2. 不正が発生した原因と背景

- ① 個々の事業が包含する潜在リスクの内容、大きさ、影響の認識、当該リスクを管理するための内部統制の整備や事業の存続判断等の仕組みが十分ではなかった。
- ② 当該事業では出荷時における標準的な性能検査過程が書面化されておらず、製品出荷時性能検査の測定値についてデータ処理詳細の記録化がなされていなかったほか、問題行為者の上司がデータ操作を指示した可能性や適正な管理監督を行なっていなかったなど、不十分な統制環境や不適切な組織風土が存在していた。
- ③ 管理監督を適正に行なうに足る知識、能力を有する上司が配置されないまま、一人の担当者が製品の性能評価業務を自己の権限で行なっていたことをはじめ、不適切な制度運用がなされていた実態があった。また、製品出荷時の性能検査において、本来品質保証部門が行なうべき検証を開発技術部に頼るなど機能の分離独立がなされず、相互牽制・チェック機能の働かない仕組みの中で事業が遂行されていた。

3. 判断・対処が遅れた原因と背景

- ① 本問題に関わる疑義が当該事業を担う当社社会において認識されてから、出荷停止の判断に至るまで約1年もの時間を要することとなった背景には、当時、本製品に関わる知識が薄かったことがひとつの要因となったものの、経営陣として執るべき判断の甘さがあったといえる。問題行為を指摘する報告や資料があったにもかかわらず、十分な調査体制の構築が遅れ、迅速な問題把握ができたとはいえない。これは、技術的な見地からの確証性の検証に固執し、出荷停止および国土交通省への一報を決断しないまま、自己解決を模索した経緯による。
- ② 経営監視を行なう機能やコンプライアンス、重大品質問題等を扱う、いずれの既存ガバナンス制度も活用がなされず、会社としての客観的かつ適切な危機マネジメントが欠けていた。

4. 改善措置と全社的再発防止策

当社は、社外調査チームの報告書において指摘された内容を真摯に受け止めるとともに、国土交通省に設置された第三者委員会における議論等を踏まえ、以下の再発防止策を策定しました。

(1) 緊急対策

① 緊急品質監査の実施

当社および当社子会社の生産工場において、検査工程・実作業に焦点を当てた緊急品質監査を実施し、市場へ正規品が出荷されているかの確認を行なった。

② 品質・コンプライアンス調査委員会の設置・調査

新設した「品質・コンプライアンス調査委員会」の下に、外部弁護士、品質保証部員、および監査部員をメンバーとする「調査チーム」を編成し、原料受入れから製品出荷まで、全工程の品質監査、業務監査、コンプライアンス調査を網羅的に実施している。

(2) 継続対策

① 再発防止に向けた新組織体制

1) コンプライアンスオフィサー制度の導入

- ・コンプライアンス事案を全社・組織的に把握、一元的に管理・対応するため、およびコンプライアンス事案の責任の所在を明確化するために、チーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を中心とした制度に改める。
- ・コンプライアンス推進室を担当組織とし、室長および専任担当を設置した。
- ・CCOの諮問機関として、新コンプライアンス委員会を設置した。監査役への報告を必須として、外部法律事務所等による監視機能を加える。

2) 品質保証部門の組織再編、権限強化

品質保証部を「品質保証本部」に格上げして権限強化を図るほか、外部認証申請を審査・管理する専門部門を新設し、生産拠点の品質保証の独立性を高めるとともに、機能・人員強化を図る。

3) ダイバーテック事業部門の組織再編

ビジネスユニット制組織を機能別（営業・技術・生産部門）組織に再編成し、横断的相互チェック体制の強化、および人事ローテーションの活性化を図る。

② ものづくりの不正を起こさない仕組みの構築

1) 新しい品質保証体制に基づく実効性のある監査の実施

品質ルール見える化、個人裁量の排除、業務遂行レベルの標準化・向上を狙いとして、品質保証部による監査内容を全面的に見直し、徹底した監査を実施、フォローする。

2) 内部監査の運用体制の見直し

監査部による内部監査と、品質保証部が実施する監査の連携を促進するとともに、複数組織による監査を実施し、部門に対する一貫した継続的なフォローを実施する。

3) 内部通報の活用促進

内部通報制度を見直し、通報ルートを複線化する。通報受領者の対応ルールを明確にし、周知するとともに、通報者に対する適切なフィードバックにより、透明性を担保する。

③ 全社として問題に対処する仕組みの構築

経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定する。

④ 風土改革

企業体質の改革

・トップダウンの意識改革コミットメント

企業体質の改善、品質、安全・安心に対する規範意識を高め、組織間の縦割り意識を打破するため、全役員・全社員が当事者となって徹底した風土・意識改革に取り組む。

・ボトムアップによる意識変革活動 ～風土改革委員会～

部長クラスを推進メンバーとして選拔し、閉鎖的なカルチャー・縦割り意識が形成されてきた原因をたどる議論を組織単位で全社的に行ない、当事者意識と帰属意識の啓発と自浄作用によるモラルアップとブランド力の再強化を目指す。

・教育研修の見直し

コンプライアンスの体系的整理、コンプライアンス研修プログラムの見直し・再構築を行なう。

・就業規則の見直しと厳格運用

就業規則に記載の懲罰規定等を見直し、プロセスの整備、厳格運用を進める。会社のコンプライアンス違反に対するスタンスを明示することにより、不正に対する牽制と全社的な意識醸成を図る。

当社は、上に掲げた改善措置と全社的再発防止策の構築・運用を全社一丸となって図るとともに、改修工事をはじめとする免震ゴム問題の関係者様への対応を迅速かつ誠意をもって取り組むことにより、信頼回復に努めてまいります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 金井壽宏氏は平成27年5月31日をもって辞任、取締役 信木明、久世哲也、伊藤和行の各氏は平成27年7月1日をもって辞任、取締役 山本卓司、市原貞男の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに取締役6名（社外取締役1名を含む）の選任をお願いするものであります。

なお、現職の社外取締役である河盛裕三、苗村博子の両氏の任期は来年の定時株主総会終結時までであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
1	こま ぐち かつ み 駒 口 克 己 (昭和26年3月5日生)	昭和61年 3 月 平成19年 4 月	京セラ株式会社入社 京セラミタ株式会社 (現京セラドキュメントソリューションズ株式会社) 代表取締役社長	0株
		平成25年 4 月	京セラ株式会社 専務取締役 兼 執行役員専務	
		平成27年 4 月	京セラドキュメントソリューションズ 株式会社 代表取締役副会長	
		平成27年10月	当社顧問 現在に至る	
2	し みず たか し 清 水 隆 史 (昭和36年4月2日生)	昭和60年 4 月 平成22年 4 月	当社入社 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長	5,100株
		平成25年 1 月 平成26年 3 月	タイヤ企画本部長、タイヤ管理部長 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画 本部長、タイヤ管理部長、欧州ビジネス ユニット長	
		平成27年 7 月	常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ 企画本部長、北米ビジネスユニット 長、管理本部副本部長、コンプライア ンスオフィサー (タイヤ事業本部) 現在に至る	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
3	お の こう いち 小 野 浩 一 (昭和34年11月21日生)	平成17年 3 月 平成20年 4 月 平成21年 4 月 平成23年 8 月 平成27年 7 月	当社入社 技術開発センター長 執行役員 研究開発センター長 執行役員 企画本部長、経営企画部長 常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ 技術本部長、中央研究所長 現在に至る	12,100株
4	いし の まさ じ 石 野 政 治 (昭和32年10月25日生)	昭和57年 4 月 平成17年 4 月 平成23年 4 月 平成26年 3 月 平成27年 9 月	当社入社 化工品技術部長 研究開発センター長 執行役員 中央研究所長 常務執行役員 ダイバーテック事業 本部長、テック戦略企画室長、コンプ ライアンスオフィサー（ダイバーテッ ク事業本部） 現在に至る	1,307株
5	た た ら てつ お 多田羅 哲 夫 (昭和31年 6 月19日生)	昭和55年 4 月 平成20年 4 月 平成24年 4 月 平成27年 7 月	当社入社 エンジニアリングセンター タイヤ 生産技術開発部長 執行役員 エンジニアリングセンター 長、生産技術開発部長 執行役員 基盤技術センター長、 エンジニアリングセンター長 現在に至る	8,800株
6	もり た けん 森 田 研 (昭和23年10月24日生)	昭和46年 4 月 平成12年10月 平成18年 4 月 平成21年 6 月 平成24年 6 月 平成26年11月	松下電器産業株式会社（現パナソニッ ク株式会社）入社 松下プラズマディスプレイ株式会社 社長 松下電器産業株式会社パナソニック AVCネットワークス社 上席副社長 同社専務取締役 同社顧問 同社客員 現在に至る	0株

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 駒口克己、清水隆史、小野浩一、石野政治、多田羅哲夫、森田研の各氏は、新任候補者であります。
3. 森田研氏は、社外取締役候補者であります。
4. 森田研氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 森田研氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
6. 森田研氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役 辰野久夫氏が平成27年10月31日をもって辞任されますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
はやし こう じ 林 幸 二 (昭和22年1月3日生)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和62年9月 林法律事務所開設 現在に至る 平成12年6月 のぞみ信用組合 監事 現在に至る 平成17年4月 大阪弁護士会 副会長 日本弁護士連合会 常務理事 平成18年11月 株式会社大和システム 監査役 平成20年4月 日本弁護士連合会 綱紀委員会副委員長 平成25年4月 大阪弁護士会 総会議長 【重要な兼職の状況】 林法律事務所 所長、のぞみ信用組合 監事	0株

- 注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林幸二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 林幸二氏は会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠監査役の選任をお願いするものです。
4. 林幸二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定にしております。
5. 林幸二氏が社外監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 大阪市西区江戸堀1丁目17番18号
東洋ゴム工業株式会社 本社9階ホール

電話 (06) 6441-8802 管理本部 人事総務部



交通 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅 ②番出口より西へ徒歩3分

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮ください。

東洋ゴム工業株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。